



かいけつサポート

認証紛争解決サービス
(2010年10月25日認証 第82号)

「境界問題相談センターかがわ」は、
専門家による民間型の
裁判外境界紛争解決手続機関です。

境界問題



お悩みの方、ご相談ください。

土地家屋調査士 と **弁護士** が協働で、解決のお手伝いをします。

境界問題相談センターかがわが行うADR
(裁判外紛争解決手続)とは何ですか？

訴訟手続(裁判)によらずに民事上の問題の解決を図ろうとする当事者のために、公正な第三者が関与して、解決を図る手続です。



裁判所での境界確定訴訟、法務局での
筆界特定制度との違いは何ですか？

境界確定訴訟(裁判)は、民事裁判手続によって、法的に筆界を確定するものです。勝者と敗者が決まるので、隣人間にしこりを残したままとなりかねません。

また、法務局の筆界特定制度は、筆界特定登記官が筆界を特定する制度で、所有権の帰属についての判断は示しません。「境界問題相談センターかがわ」(ADR)は、紛争当事者の双方に話し合いの場を提供し、土地家屋調査士と弁護士が協働で、専門家の立場から、中立、公正なアドバイスをを行い紛争当事者が、心から納得し、将来にしこりを残さないような形で境界の円満な解決を図れるようお手伝いするものです。

当センターをご利用の方は、事前に申し込み手続きが必要です。

お申込お問い合わせ 受付 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)

☎ 087-821-1890

2006年10月1日開設
香川県土地家屋調査士会館内

境界問題相談センターかがわ

香川県土地家屋調査士会・香川県弁護士会

〒760-0033 高松市丸の内9番29号

TEL 087-821-1890 FAX 087-822-3410

ホームページ <http://www.kagawa-chosashikai.or.jp/>

